

公益社団法人日本オリエンテーリング協会

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・ 2023年からの中期（3年～5年）の事業方針を策定し、ホームページ上で公開した。 https://www.orienteering.or.jp/archive/joa/mid-term-plan-2023-2026.pdf 1. オリエンテーリングの価値を発信し、社会に貢献する 2. アスリートを育成・支援し、生涯スポーツを推進する 3. 国際交流・協力を推進する 4. 組織力と基盤を強化し持続可能な組織とする 5. 構成員・支援者を支える ・ 長期（～10年）事業方針については2023年4月に策定し公表した。 https://www.orienteering.or.jp/archive/joa/long-term-policy_202304.pdf ・ 中期事業方針、長期事業方針ともに、策定については、理事、顧問の意見を収集し、理事会議案として上程し、審議を経て決定した。	1) 2023～6 年度 中期事業計画書 2) 長期事業方針 3) 第37回理事会議事録
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	「20 年後にありたい姿」として2023年4月、長期事業方針を策定しホームページ上で公表した。 https://www.orienteering.or.jp/archive/joa/long-term-policy_202304.pdf ・ 事務局の強化 ・ 中期事業方針、長期事業方針ともに、策定については、理事、顧問の意見を収集し、理事会議案として上程し、審議を経て決定した。	2) 長期事業方針 3) 第37回理事会議事録 4) 第11期総会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	理事、監事など役員だけでなく、会員（都道府県協会、日本学連、日本デフ協会）からの意見も収集して2023年4月公表の中長期事業方針で明確にした。 ・ 財政の健全化 ・ 収入財源の確保及び見直し(2020年度から継続) ・ 毎年2月もしくは3月の理事会において、事業計画と収支予算を審議し、また、5月理事会では、事業報告と収支決算を審議、5月末か6月の総会で報告後、その内容をHPで公表している。 https://www.orienteering.or.jp/archive/joa/kessan_2024.pdf ・ 今後ともこれらの取り組みを継続充実し、健全性の確保に努めていく。	1) 2023～6 年度 中期事業計画書 5) 2025年度事業計画書 6) 2024年度財務諸表 7) 第46回理事会議事録 8) 第13期総会議事録
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・ 理事には、ブロック理事、団体理事と学識理事があり、学識理事においてはその専門性や職業を考慮して、多様性の確保に努めている。 ・ 理事改選は原則2年毎、委員改選は適宜行っている。 ・ 外部理事25%以上、女性理事40%以上の目標を設定し、目標達成の為、理事定員数増の定款改訂を行った。 ・ 上記目標達成の為、1会員から複数理事選定の際は女性を必ず含む事とし、他NF団体に声掛けして双方の外部理事比率UPを図る。 ・ 2025年度は理事改選が実施され、理事は23名(内、新任9名)、うち女性10名(43%)、外部理事5名(22%)となった ・ 委員会等内部組織構造の見直しを継続して行う。 ・ 2025年度で女性理事目標は達成できたが、外部理事は大きく改善はしたが目標には未達。学識理事において他団体との協業により外部理事を増やすことを検討している。	9) 役員名簿 10) 役員候補者選考規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	該当しません。（評議員制度はありません）	
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) (2) アスリート委員会が設置され、そのメンバーがホームページで公開されている。 https://www.orienteering.or.jp/athlete/ (2) アスリート委員会委員は、フット、スキー、トレイル、マウンテンバイクの4種あるオリエンテーリング競技の代表選手、元日本代表選手を中心に選出、女性比率30%を維持し、若手中心にアスリートの率直な意見を出せる委員会構成としている。 (3) 各種委員会からアスリート委員会へ適宜諮問している。 ・アスリート委員会は適正に活動している。 ・アスリート委員会に関する規程は2022年2月に策定した。 ・競技関係の規則等改定時にはアスリート委員会の意見確認をする事としており年1回以上の活動を行っている。	11) アスリート委員会名簿 12) アスリート委員会議事録、対応録（2021_2024） 13) アスリート委員会規定
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・定款に基づき現在は23名で理事会を構成している。理事会のもとに20の委員会を設置しており、各委員会には担当業務執行理事を配置し、理事が委員会メンバーとして活動している委員会も複数あり、理事会の規模は適正と考える。 ・理事構成は、12名以上30名以内とし会員代表理事数を、学識理事が超えないようにしている。 ・役割等を勘案し、会員からの意見具申が容易に出来る体制とするとともに、会社経営者、大学教授などの有識者を選任し、また外部理事も招聘している。 ・理事会は、年4回以内として定期的に開催している。	10) 役員候補者選考規程 9) 役員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・定款、理事選考規程、理事の職務権限規程で、役員の資格、範囲等について定めている。 ・役員の在任年齢に関する規程を設けている。 ・非常勤理事の就任時の年齢は65歳までとしている。 ・役員就任年齢の例外に関する規程改訂は、2025/12/6あるいは2026/2/14開催予定の理事会で行う。	14) 定款 10) 役員候補者選考規程
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	・2023年6月以降の理事改選において、任期が連続10年を超える理事は退任した。 ・理事の在任期間連続最大10年については2022年2月に規定を改定した。 ・役員在任年齢の例外、および退任後の再就任時期に関する規程改訂は、2025/12/6あるいは2026/2/14開催予定の理事会で行う。	10) 役員候補者選考規程 17) JOA2025～2026年度役員選考委員会会議録
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・2025年度理事改選のため、役員候補者選考委員会を設置し、理事候補の募集を行った。 ・役員選考委員会は、独立性を重んじたメンバー構成とした。 ・理事選考の対象となるものについては、候補者選考委員とはなっていない。 ・役員候補者選考委員会規程を2022年2月に策定し、2023年5月に一部改定した。 ・役員候補者選考規程第4条の役員候補者選考委員会の項において、外部有識者を配置するとしている。 ・役員候補者選考規定第4条の役員候補者選考委員会の6項において、委員には、理事候補者は含まれてはならない、と規定し、2025年度の理事改選時も、委員には外部理事含む現職の理事を含まないようにした。	18) 2025役員選考委員会名簿 17) JOA2025～2026年度役員選考委員会会議録 10) 役員候補者選考規定

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
11	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が 適用対象となる法令を遵守するために必 要な規程を整備すること	・ 倫理規程で法令遵守についての規定を整備している。	19) 倫理規定
12	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的 な規程を整備しているか	・ 定款をはじめ、入退会に関する規則、委員会規程、会員支援に関する規程、理事の職務権限規 程、理事会運営規則、旅費規程、謝金規程、経理規程、庶務規程、就業規則等、法人の運営に必 要な一般的な規程を整備している	14) 定款 20) 入会・退会に関する規則 21) 委員会規程 10) 役員候補者選考規程 22) 会員支援に関する規程 15) 理事の職務権限規程 23) 理事会運営規則 24) 旅費規程 25) 謝金規程 26) 経理規程 27) 庶務規程 28) 就業規則
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ②法人の業務に関する規程を整備してい るか	・ 情報公開規程、個人情報管理規定、文書管理規定等を整備している。	29) 情報公開規程 30) 個人情報管理規定 31) 文書管理規定
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を 整備しているか	・ 役員報酬規程を整備している。 ・ 事務局賃金等内規を整備している。	32) 役員報酬規程 16) 事務局賃金等内規

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・基本財産については、基本財産の取扱いに関する規程および基本財産資金運用取扱いに関する細則を整備し運用している。	33) 基本財産の取扱いに関する規程 34) 基本財産資金運用取扱いに関する細則
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・財政基盤としての、オフィシャルスポンサーは、オフィシャルパートナーに関する規程で毎年確認をしている。 ・会員からの会費納入を財政基盤の一つとしている。 ・寄付金収入を財政基盤の一つとしている。 ・オフィシャルパートナーに関する規程を整備し運用している。 ・入会・退会に関する規程を整備し運用している。 ・寄附金等取扱規程を整備し運用している。	35) オフィシャルパートナーに関する規程 20) 入会・退会に関する規程 36) 寄附金等取扱規程
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程 その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	強化委員会が主体となり、大会毎に選手選考基準を決めて世界選手権等に向けての選考会を行い、代表選手を選考しているが、世界選手権大会等代表選手選考規程、および選手の権利保護に関する規程は2022年2月に策定した。 ・上記規程整備に関わる者の選任については、2年に1度の委員会委員改選において理事会がその選任された委員を確認し、理事会承認を以って、公平かつ合理的に行われるよう管理を行っている。 ・選手選考を行う際には、管掌する業務執行理事が関与し、公平かつ合理的な選考を行うように管理を行っている。 ・選手の権利保護の一つとして、日本オリエンテERING競技規則第24条から第27条で、競技の違反行為、納得ができない競技上の事象などについて、調査、提訴、上訴のしくみは整っている。	37) 日本オリエンテERING競技規則 60) 第43回理事会議事録 61) 2025選手選考基準
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	競技の性質上審判員制度はない。 大会の公平性を確保するため、運営者とは独立した「イベントアドバイザー」を任命し、大会運営への助言・指導する制度を設けている。	37) 日本オリエンテERING競技規則 38) イベントアドバイザー資格認定に関する規則

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への 相談ルートを確認するなど、専門家に 日常的に相談や問い合わせをできる体制 を確認すること	・相談内容に応じて、顧問弁護士に相談できるルートを確保しており、また監事に弁護士を選任してアドバイスを頂いている。 ・役職員の業務遂行上、必要に応じて弁護士の方から法的知識をご教授頂いており、役職員は、潜在的な問題を把握し。調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している。	39) 法律顧問契約書 40) 問題発生時対応フロー図
20	〔原則4〕 コンプライ アンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し 運営すること	・危機管理・コンプライアンス委員会を設置し、年1回以上の活動、会議を実施している。 ・危機管理・コンプライアンス委員会規程において、委員会の役割や権限事項を定めている。 ・問題事象発生都度、当該委員会が開催され、対応活動が為されている。 ・委員会は現在5名で構成し、男性3名、女性2名で成立している。 ・コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。	41) 危機管理・コンプライアンス委員名簿 42) 危機管理・コンプライアンス委員会議事録（2021_2024） 62) 危機管理・コンプライアンス委員会規程
21	〔原則4〕 コンプライ アンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員 に弁護士、公認会計士、学識経験者等の 有識者を配置すること	・現在5名で構成し、うち、弁護士が1名、危機管理を専門とする大学教員1名が入っている。	41) 危機管理・コンプライアンス委員名簿
22	〔原則5〕 コンプライ アンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス 教育を実施すること	・2025年3月に役職員へのコンプライアンス研修（教育）を実施した。 ・年に1回コンプライアンス研修を実施しており、今年度は2027年3月に実施予定である。	43) コンプライアンス研修会開催案内 44) コンプライアンス研修会報告書

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	2025年6月に選手、会員（指導者含む）に向けてインテグリティ研修を実施した。 ・年に1回インテグリティ研修を実施しており、来年度も2027年6月に実施予定である。	66)2025年度選手向けインテグリティ研修案内 67) 2025インテグリティ教育資料
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員制度は無い。	
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・会計事務所と契約をし、税務、会計の適正処理のアドバイスを受けている。 ・法律・法務等についても、弁護士と契約をし、指導を受けているとともに日常的に相談できるルートを確保している。	40) 問題発生時対応フロー図 45) 税務、会計契約書 39) 法律顧問契約書
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	財務・経理の日常処理は、適切にかつ公正な会計原則を遵守できるよう、事務局の会計担当が主として記帳管理し、各日にでているものも記帳をし、複数チェックをしている。 監事は3名中1名は、税理士の資格を有し1名は弁護士である。計算書類を含めた会計監査は年1回行っている。 必要都度公認会計士のアドバイスを受けている。	9) 役員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	日本スポーツ振興センターにて公開されている、振興基金及び振興くじの助成ガイドに基づいて運用を行っている。	46) 令和7年度JSC助成決定通知書
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・2004年度より財務諸表を電子公告(協会HP)により行っている。 https://www.orienteering.or.jp/archive/joa/kessan_2024.pdf	47) 2024年度監査報告書 6) 2024年度財務諸表
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示している。 ・強化委員会が主体となり、大会毎に選手選考基準を決めて世界選手権等に向けての選考会を行い、代表選手を選考している。 https://www.orienteering.or.jp/nt_news/20241018-001_plan/ 選手選考に関する規定は2022年2月に策定した。	48) 選手選考規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・当協会での順守状況については、協会HPに開示している。 https://www.orienteering.or.jp/joa-about/governancecode/ ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等についても、当シートをHPに毎年開示していくこととしている。	HP掲載の自己診断説明及び公表内容シート
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反が生じないよう、利益相反ポリシーを制定した。 利益相反に相当しそうな事例については、相見積もりを取るなどして、理事会承認を得ている。	49) 利益相反ポリシー
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを2022年8月に策定した。	49) 利益相反ポリシー
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報制度については倫理規程にて整備し、ホームページトップに通報制度の案内を公開 https://www.orienteering.or.jp/consultingforviolentbehavior/ するとともに事務局が窓口となり、危機管理・コンプライアンス委員会にて対応する。 ・通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課す。 ・通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理の徹底。 ・通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止。 ・理事会において、通報が正当な行為として評価されるものである意識付けを行った。	19) 倫理規定 50) 通報制度案内バナー 63) 第49回理事会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報制度の運用体制は、危機管理・コンプライアンス委員会が対応し、同委員会には、弁護士と、危機管理を専門とする大学教員を、任用している。	41) 危機管理・コンプライアンス委員会名簿 62) 危機管理・コンプライアンス委員会規程
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	倫理規程を見直し、2020年9月に懲罰制度を盛り込んだ新規規程を作成し公開した。 http://www.orienteering.or.jp/archive/rule/rinrikitei_20210201.pdf 倫理規定第6条に、通報窓口→危機管理・コンプライアンス委員会→倫理委員会、という流れを制定している。 倫理規定第7条に、処分についての手続きを規定している。 倫理規定7条7項に、 処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等を記載した文書で通知する、を2021年12月に改訂した。	19) 倫理規定
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・処分審査については、倫理規定に、「倫理委員会」の設立規程を設けている。その答申に基づいて理事会で処分を決定するという流れになっている。 ・倫理規定第6条で倫理委員には弁護士を含める旨を定め、倫理委員会の構成者には、監事（うち1名は弁護士、1名は税理士）等、中立性、専門性を有する者が含まれている。	19) 倫理規定 51) 倫理委員会候補者名簿 40) 問題発生時対応フロー図

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に関わる案件については、協会HPに自動応諾条項を開示し、 http://www.orienteering.or.jp/archive/rule/rule_059.pdf 日本スポーツ仲裁機構のHPにおいても自動応諾条項の採択団体として掲載されている。 倫理規定に自動応諾条項を定めている規程を2021年12月に改訂した。	19) 倫理規定 52) スポーツ仲裁申し合わせ
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	これまでは処分対象者への通知を行ったことは無いが、今後発生した場合は、懲戒処分通知書（スポーツ仲裁利用ができることが記載されている）を発行する	53) 懲戒処分通知書
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	オリエンテーリング安全のしおり、ナビゲーションスポーツとしての安全ガイドを策定し、競技において通常想定しうる有事については対応の指針を用意している。 危機管理・コンプライアンス委員会の設置については倫理規程6条に定めている。 危機管理マニュアルを2021年11月に策定した。	54) オリエンテーリング安全のしおり 55) ナビゲーションスポーツのための安全ガイド 56) 危機管理マニュアル 19) 倫理規定

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年以内に不祥事と判断される事案該当なし	
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	現在、外部調査委員会を設置する事案はない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 当協会は地方組織（都道府県協会）を正会員としており、権限関係は定款で定められている。 倫理規定は地方組織（会員）代表者にも適用される。 (2) 地方組織の組織運営サポートについては、地域活性化委員会を設けてサポートしている。 (3) 地方組織の財務サポートについては、会員支援制度を設けている。	14) 定款 22) 会員支援に関する規定 57) 組織図 64) 第46回理事会議事録
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・各会員に対しては、理事会・総会の議事録、通達、広報誌等で、方針の伝達や、啓蒙を行っている。 ・地方組織に対する情報提供・研修会計画書にもとづき地方組織支援を行っている。 ・コンプライアンス研修会は会員の代表者にも参加を促している。	58) JOAニュース 59) 理事会・事務局だより 65) 会員へのコンプライアンス研修会参加案内